

「企業の障害者雇用促進支援事業」企画提案公募実施要領

事業の実施は本予算の成立が条件であり、県議会で予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

石川県労働企画課では、「企業の障害者雇用促進支援事業」について、下記のとおり企画提案公募を行います。本事業の受託を希望する場合は、応募申込書等を提出してください。

1 事業の目的

本県の民間企業における令和5年6月1日現在の実雇用率は2.49%と、法定雇用率を上回っているものの、法定雇用義務のある企業の約45%が法定雇用率を達成しておらず、さらなる障害者雇用への企業理解及び雇用・促進が必要である。

そのため、本事業では企業の経営者及び人事担当者等を対象に、障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに雇用を促進するため、障害者を雇用する際の職場環境の整備や職務設計・開発、職場定着支援等のノウハウを有するコンサルタントを企業に派遣し、障害者の雇用促進支援を実施する。

2 事業内容等

別途提示する仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託事業費の上限額

1,630千円（消費税及び地方消費税含む）

5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者
 - ⑥ 政治団体
 - ⑦ 宗教団体

6 応募書類

- (1) 「企業の障害者雇用促進支援事業」応募申込書（様式1）
- (2) 「企業の障害者雇用促進支援事業」企画提案書（様式2）

応募書類には、次の事項を記載すること。

- ① 障害者雇用を目指す企業における業務の現状に関するヒアリング及び課題の抽出
 - ・ヒアリングの具体的な内容と実施方法
- ② 障害者雇用に向けた課題の整理及び業務の提案
 - ・業務の提案の実施内容と方法
- ③ 障害者の職場定着のためのフォローアップ
 - ・業務提案後のフォローアップの実施内容と方法
- ④ 各社の取り組み事例を紹介するセミナーの開催
 - ・活動結果を県内企業に普及するための提案
- ⑤ アピールしたい点等
 - ・応募者の持つ強み
 - ・独自のアイデア、工夫した点
 - ・類似事業の実績等

- (3) 「企業の障害者雇用促進支援事業」経費見積書（様式3）

なるべく具体的に記載すること。

- (4) その他、提案の内容を補足する書類（任意様式、A4用紙片面5枚以内）

提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。

- (5) 応募資格等確認用書類

- ① 定款又は寄附行為
- ② 最新の決算（営業）報告書（2年分）
- ③ パンフレット等会社の概要がわかるもの

- (6) 留意事項

- ① 企画提案は1者につき1件とする。
- ② 企画提案は当要領6（2）の全てについて提案することとする。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ④ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
- ⑤ 提出された書類は返却しないものとする。
- ⑥ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑦ 再委託を必要とする場合は、企画書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
- ⑧ 採択された企画提案書の著作権は石川県労働企画課に帰属するものとする。

7 応募の手続き及び選考方法

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎12階
石川県商工労働部労働企画課

TEL：076-225-1672 FAX：076-225-1534
メールアドレス e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

- (2) 応募の手続き

- ① 募集要項の配布

ア　日　　時　令和6年4月18日（木）から5月2日（木）正午まで

イ　場　　所　石川県商工労働部労働企画課

石川県労働企画課ホームページからダウンロードすることも可能。

ホームページアドレス <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

② 応募に関する質問

ア　受付期間　令和6年4月18日（木）から4月25日（木）15時まで

イ　質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

・件名は「企業の障害者雇用促進支援事業の件」とすること。

・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス

ウ　送付方法

持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により7（1）の問い合わせ先まで送付すること。送付後、電話によりFAX又は電子メールが届いていることを確認すること。
※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

エ　回答方法

質問ごとに隨時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

③ 応募書類の受付

ア　提出方法

直接持参又は郵送すること。

イ　提出期限

令和6年5月2日（木）17：00 必着

ウ　提出部数

正本1部、副本5部（副本は正本の複写可）

※応募資格等確認用書類は1部のみとする。

（3）選考について

① 選考方法

ア　審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1者を受託候補者として選定するものとする。

イ　審査にあたっては、書類審査を実施する。

② 審査基準

ア　事業実施能力（実施体制、事業実績）

イ　事業実施内容（実施内容、実施方法・スケジュール、経費見積書）

③ 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

8 受託候補者選定後の手続き

・県は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、県が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

・業務委託仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。なお、事業の実施にあたり、県と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。